



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

1/27の桐生市調査員研修にご参加いただいた調査員の皆様、お疲れさまでした。
研修内容の補足で、「麻痺・拘縮（下肢）」について、確認します。

★★「1-1、2 麻痺・拘縮（下肢）」について★★

確認動作に基づき判断します。主観的な筋力の低下のみで判断しないよう留意します。

1-1 麻痺（下肢）

本人が自分で動かせるかどうかの確認動作を行い、規定の動作（座位の場合、ほぼ水平に足を
挙上したまま保持）ができるかどうかで判断。

1-2 拘縮（下肢）

調査員が動かして確認動作を行い、規定の動作が出来るかどうか（可動域に制限がないか）で
判断。ほぼ水平に挙上することは健康な人でも難しいので、膝が伸びていれば「拘縮なし」と
判断する。

【調査状況】

座位にて本人が下肢を挙上すると左右とも7割しか挙上できなかった。調査員が確認動作を
実施すると、右足は7割が限界であったが、左足は膝をほぼまっすぐに伸ばすことができた。

【特記事項の例】

座位にて確認動作実施。左下肢は自動で7割の挙上であったが、他動にて膝をほぼまっす
くに伸ばすことができた。右下肢は自動、他動ともに7割の挙上であった。「左下肢麻痺」「右
下肢膝関節拘縮」を選択した。

ポイント！右足は自動、他動ともに可動域が同じのため、「拘縮あり」で「麻痺なし」となります。

～お知らせ～

調査員研修会の配布資料を追加でご希望される方は、介護審査係まで声をかけてください

【介護認定の状況】（R1.2.10時点）

12月申請	579件のうち審査会の予定が決まっていない数	2件
1月申請	606件のうち審査会の予定が決まっていない数	149件

桐生市役所 長寿支援課 介護審査係（内線 394・395）